

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
 - ・ DX により、データを活用した科学的根拠に基づく栽培を推進するとともに、デジタル技術を活用した業務の効率化を目指します。
- b. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
 - ・ 環境負荷の低い生産資材や梱包資材を積極的に導入します。
 - ・ 施設栽培において、省エネ設備・資材を積極的に導入し、化石燃料による環境負荷を可能な限り少なくします。
 - ・ 生産資材等の細切れの発注を極力控え、納品時の輸送コスト低減、CO2 排出量に配慮します。
- c. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
 - ・ 従業員の健康診断受診率毎年 100%を継続します。
 - ・ 猛暑時・酷暑時の休憩取得や作業内容を考慮します。
 - ・ 取引先と相互の働き方に配慮し、十分な納品リードタイムを見込んだ発注をかけるなど、無理のないスケジュール管理を行います。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

2025 年 2 月 18 日
(2026 年 1 月 1 日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

合同会社 ふてい・べるじえ
企 業 名

代表社員 中村 和博
役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。